

別表第一（第六条第一項第一号関係）

（平二三農水告一九六九・全改）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	〇・〇六%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	一%
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・七五%
火災リスク	正味経過危険共済掛金と正味支払共済金額のうちいずれか大きい額	三十三%
自動車リスク		二十二%
傷害リスク		三十三%
その他のリスク（生命）		三十四%
その他のリスク（損害）		四十一%

備考

- 一 リスク対象金額は、出再額を控除した額とする。
- 二 個人年金共済期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金共済契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金共済契約以外の個人年金共済契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを共済規程に定めている共済契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

三 正味支払共済金額は、大規模災害（火災リスクにおける一回の災害に対する正味支払共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三%を上回る災害をいう。）に係る額を除き、直近の三事業年度の平均値を用いる。

四 その他のリスク（生命）のうち確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十三条第一項第四号（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に掲げる共済の種類に係るものについては、表中「正味支払共済金額」とあるのは、「共済掛金積立金（特別勘定に係る積立金を除く。）の増加額」とする。

五 その他のリスク（生命）及びその他のリスク（損害）について、共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第二（第六条第一項第二号関係）

（平二三農水告一九六九・全改）

地震災害リスク相当額		風水害リスク相当額	
	推定正味支払共済金の算出方法		推定正味支払共済金の算出方法
関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金	リスクカーブにおける再現期間二百年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、地震災害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。	昭和三十四年の台風第十五号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金	リスクカーブにおける再現期間七十年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、風水害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。

備考

一 リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を表す曲線をいう。

二 推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ 想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ 共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ニ 共済金の支払条件が考慮されていること。

三 前号に規定する工学的事故発生モデルがない場合における推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。

ニ 共済金の支払条件が考慮されていること。

ホ 未発生 of 巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

別表第三（第六条第二項関係）

(平二三農水告一九六九・全改、平二九農水告四〇六・一部改正)

予定利率の区分	リスク係数
〇・〇%以下の部分	〇・〇
〇・〇%を超え一・五%以下の部分	〇・〇一
一・五%を超え二・〇%以下の部分	〇・二
二・〇%を超え二・五%以下の部分	〇・八
二・五%を超える部分	一・〇

別表第四 (第六条第三項関係)

(平二三農水告一九六九・全改)

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	二十%
外国株式	十%
邦貨建債券	二%
外貨建債券・外貨建貸付金等	一%
不動産 (国内土地)	十%
為替リスクを含むもの	十%

備考

- 一 リスク対象資産からは、子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資及び貸付金を控

除する。

二 国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。

三 邦貨建債券からは、満期保有目的の債券（財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下同じ。）を控除する。

四 責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。）については、リスク係数を一％とする。

別表第五（第六条第三項関係）

（平二三農水告一九六九・全改）

リスク対象資産の区分	デリバティブ取引	対象取引残高の算定方法
国内株式	株式に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	株式に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
外国株式	株式に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	株式に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
邦貨建債券	債券に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	債券に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
外貨建債券・外貨建貸付金等	債券に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	債券に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
為替リスクを含むもの	外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）（売建）	時価×取引単位×契約数量

外国通貨に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
----------------------	----------------

備考

一 デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合において、当該デリバティブ取引に関して、次のイからニまでの全ての要件を満たすときその他これに準ずる基準によりヘッジの有効性が確認できるときには、当該デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果を認める。

イ 特別勘定以外の資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。

ロ ヘッジ取引が理事会の定めるリスク管理方針に従うものであること。

ハ ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係があらかじめ明確化されていること。

ニ ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後（少なくとも毎事業年度末）において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産との β 値（直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ）が〇・五から二までの範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用して β 値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。）。ただし、次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できる。

（１） 国内株式及び外国株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合

（２） 邦貨建債券及び外貨建債券・外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物取引及びオプション取引でヘッジを行っている場合

（３） 為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類にかかわらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約及び通貨オプションでヘッジを行っている場合

二 前号の場合において、認められるデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果の額は、表の上欄に掲げるリスク対象資産の区分に応じて同表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高の額とする。

別表第六（第六条第三項関係）

（平二三農水告一九六九・全改）

分散投資効果の額は、別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額（デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められる場合として前表に掲げる場合に該当するときは、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として同表備考第二号のリスクヘッジの効果の額を控除した額。以下「リスク対象資産相当額」という。）にそれぞれ別表第四の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額に、次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額とする。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^6 \sum_{j=1}^6 X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^6 X_i \delta_i}$$

X リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

δ 別表第四に掲げるリスク係数

ρ_{ij} リスク対象資産*i*とリスク対象資産*j*とのリスクの相関係数として次に定めるもの

相関係数

ρ_{ij}	リスク対象資産 <i>j</i>					
	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券・ 外貨建貸付金等	5 不動産	6 為替リスクを 含むもの

リスク対象資産i	1 国内株式	一・〇〇	〇・五〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	2 外国株式	〇・五〇	一・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	3 邦貨建債券	〇・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇	〇・五〇	〇・二五	〇・〇〇
	4 外貨建債券・外 貨建貸付金等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・五〇	一・〇〇	〇・二五	〇・〇〇
	5 不動産	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・二五	〇・二五	一・〇〇	〇・〇〇
	6 為替リスクを含 むもの	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇

別表第七（第六条第四項関係）

（平二三農水告一九六九・全改）

リスク対象資産の区分	リスク係数			
	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4
貸付金、債券及び預貯金	〇%	一%	四%	三十%
証券化商品	〇%	一%	十四%	三十%
再証券化商品	〇%	二%	二十八%	三十%
短資取引	〇・一%			三十%

備考

- 一 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号

に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引をいう。以下同じ。）を除く。

二 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

三 貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。

四 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次のイからハまでに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

イ 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

ロ 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

ハ その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

五 再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

六 証券化商品及び再証券化商品について、その商品内容の把握が十分でない場合（次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を一とする。

イ 個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

ロ 原資産の業績情報を適時に取得できること。

ハ 保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を共済事業実施組合が自ら適切に把握していること。

七 証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分の

リスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

別表第八（第六条第四項関係）

（平二三農水告一九六九・追加）

ランクの区分	リスク対象資産	
	貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品
ランク 1	一 最上級格付を有する国の中央政府及び中央銀行並びに最上級格付を有する国際機関 二 OECD諸国の中央政府及び中央銀行 三 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 四 前三号のいずれかに掲げる者の保証するもの 五 共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）	中欄の各号のいずれかに該当するもの
ランク 2	一 ランク 1 の項貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引の欄第一号及び第二号に該当しない国の中央政府及び中央銀行並びに同欄第一号に該当しない国際機関 二 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 三 我が国及び外国の金融機関 四 BBB格相当以上の格付を有する者 五 前各号のいずれかに掲げる者の保証するもの	ランク 1 に該当せず、BBB格相当以上の格付を有するもの

	六 抵当権付住宅ローン 七 有価証券、不動産等を担保とする与信 八 信用保証協会及び農業信用基金協会の保証する与信	
ランク 3	ランク 1 又はランク 2 に該当せず、ランク 4 に掲げる債権に係る事由が発生していない先への与信等	ランク 1 又はランク 2 に該当せず、BB格相当以上の格付を有するもの
ランク 4	破綻先債権 延滞債権 三カ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権	ランク 1 からランク 3 までのいずれにも該当しないもの

備考

- 一 リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものを用いることとする。
- 二 リスク対象資産が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。
- 三 保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。
- 四 格付は、適格格付業者によるものとする。
- 五 リスク対象資産が複数の適格格付業者から格付を受けている場合であって、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の適格格付業者の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。
- 六 優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該証券化商品又は再証券化商品の原資産の実態に応じ

てランクを判定できるものとする。

別表第九（第六条第五項関係）

（平二三農水告一九六九・追加）

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
国内会社	金融業務	株式	三十%
		貸付金	一・五%
	非金融業務	株式	二十%
		貸付金	一%
海外法人	金融業務	株式	二十五%
		貸付金	九・五%
	非金融業務	株式	十五%
		貸付金	九%
国内会社及び海外法人にかかわらず前表のランク 4 に該当する子会社等		株式	百%
		貸付金	三十%

備考

- 一 金融業務とは、保険業（保険業法第二条第一項に規定する業務をいう。）、規則第六十七条第一項第二十一号に掲げる業務（これに準ずる同項第二十三号に掲げる業務を含む。）及び同条第二項第十五号から第二十四号の三までに掲げる業務（これらに準ずる同項第二十五号に掲げる業務を含む。）とする。
- 二 非金融業務とは、金融業務以外の業務とする。

三 子会社等に対する貸付金には、未収収益及び子会社等に貸し付けた有価証券を含む。

四 海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十（第六条第六項第一号及び第二号関係）

（平二三農水告一九六九・追加）

取引の種類		対象取引残高の算定方法
外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量

備考

- 一 第六条第三項の規定による規則第十四条第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。
- 二 先物の買建取引又はプットオプションの売建取引に関して先物の売建取引又はプットオプションの買建取引によるリスクヘッジを行っている場合において、別表第五備考第一号に規定するリスクヘッジの有効性の確認ができるときは、当該先物の買建取引又はプットオプションの売建取引に係る対象取引残高の額から当該先物の売建取引又はプットオプションの買建取引に係る対象取引残高の額を控除する。
- 三 前号の規定により対象取引残高の額を控除する先物の売建取引がある場合には、その額を表の先物の売建取引に係る対象取引残高の額の計算においても控除する。
- 四 前三号の規定により計算された取引の種類に応じた対象取引残高の額が零未満となる場合には、その対象取引残高の額は、零とする。

別表第十一（第六条第六項第一号及び第二号関係）

（平二三農水告一九六九・追加）

取引の種類	リスク係数（a）	リスク係数（b）
外国通貨に係るデリバティブ取引	十％	十％
株式に係るデリバティブ取引	二十％	二十五％
債券に係るデリバティブ取引	二％	八％

備考

- 一 リスク係数（a）の対象は、先物の買建取引及びプットオプションの売建取引とする。
- 二 リスク係数（b）の対象は、先物の売建取引とする。

別表第十二（第六条第六項第三号イ関係）

（平二三農水告一九六九・旧別表第八繰下・一部改正）

取引の種類	原契約期間の区分	掛目
外国為替関連取引	一年以内	二・〇％
	一年超	三・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
金利関連取引	一年以内	〇・五％
	一年超	一・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネットィング契約下にある外国為替関連取引	一年以内	一・五％
	一年超	二・二五％に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネットィング契約下にある金利関連取引	一年以内	〇・三五％
	一年超	〇・七五％に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目

備考

- 一 外国為替関連取引とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引（fxa）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 二 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引、金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

る。)及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。

三 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引、及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

四 原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約年数を計算する。

別表第十三（第六条第六項第三号ロ（３）関係）

（平二三農水告一九六九・旧別表第九繰下・一部改正）

取引の種類	残存期間の区分	掛目
外国為替関連取引	一年以内	一・〇％
	一年超五年以内	五・〇％
	五年超	七・五％
金利関連取引	一年以内	〇％
	一年超五年以内	〇・五％
	五年超	一・五％
株式関連取引	一年以内	六・〇％
	一年超五年以内	八・〇％
	五年超	十・〇％

備考

一 元本を複数回交換する取引については、第六条第六項第三号ロ（３）及び（４）に掲げる金額を算出するに当たり、各掛目を残存交換回数倍とする。

- 二 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五％を下限とする。
- 三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第六条第六項第三号ロ（３）及び（４）に掲げる金額を合計することは要しない。
- 四 外国為替関連取引とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引（fxa）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 五 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引、金利オプション（オプション権の取得に限る。）及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。
- 六 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 七 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

別表第十四（第六条第七項関係）

（平二三農水告一九六九・追加）

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地	リスク係数
クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却	プロテクションに係る参照債務の想定元本額	日本	五・六％
		米国	二・九％
		欧州	二・五％
		その他	五・六％

備考

- 一 プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。
- 二 売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した額（零未満となる場合には、零）を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。
- 三 リスク対象資産の所在地は、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。
- 四 プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は、零とする。

別表第十五（第六条第八項第一号関係）

（平二三農水告一九六九・追加）

リスク対象金額	リスク係数
規則第三十二条に基づいて積み立てないこととした責任準備金の額及び規則第三十四条第三項において準用する規則第三十二条に基づいて積み立てないこととした支払備金の額の合計額	一％

備考

- 一 リスク対象金額は、積み立てないこととした責任準備金及び支払備金の額のうち自動車損害賠償責任共済に係る部分の額を除く。
- 二 共済の種類ごとに出再割合が五十％を超える場合のその五十％を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を二％とする。

別表第十六（第六条第八項第二号関係）

（平二三農水告一九六九・旧別表第十一繰下・一部改正）

リスク対象金額	リスク係数
未収再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	一％

別表第十七（第六条第九項関係）

（平二三農水告一九六九・旧別表第十二繰下・一部改正）

対象組合の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している共済事業実施組合	三％
上記以外の組合	二％